

機関番号					研究機関名	
------	--	--	--	--	-------	--

様式 T-5

検収（納品検査）の実施体制に関する整備状況報告書

1 検収行為に係る組織体制の整備状況について

* どのような体制を設けて、検収を実施しているか簡潔に記入してください。

2 検収行為の実施状況・進め方について

* どのように検収事務を実施しているかを簡潔に記入してください。

3 検収実施体制に関する今後の改善、充実方策について

* 検収実施体制の改善計画などについて簡潔に記入してください。

【作成上の注意】

納品検査に係る次の点を踏まえ、全ての購入物品の納品検査を確実に行う事務体制が構築できているかどうかを検証し、報告すること。

1 物品費の支出（購入物品の納品検査）について

① 納品検査を一元的に行う検収センターの設置、検収担当事務職員の適切な配置などにより、全ての購入物品の納品検査を確実に実施できる事務体制を整備すること。

② 会計事務職員だけでは、全ての購入物品の納品検査を行えない場合は、適切な研究職員を検収担当事務職員として任命すること。

ただし、その場合、発注者自らが納品検査を行うことがない体制を確保すること

2 物品費の不適正な執行の疑いが生じた際、適切な納品検査を行っていなかったために、その正当性が証明できない場合は、研究機関が当該補助金を返還しなければならないこと。

〔記入例〕

機関番号	1	3	4	5	6	研究機関名	○	○	大	学
------	---	---	---	---	---	-------	---	---	---	---

様式 T-5

検収（納品検査）の実施体制に関する整備状況報告書

1 検収行為に係る組織体制の整備状況について

* どのような体制を設けて検収を実施しているかを簡潔に記入してください。

- ・ キャンパスごとに納品検査を一括して行う「検収センター」を設置し、検収業務にあっている。
- ・ 特に検収担当職員は配置していないが、各学部事務室の会計事務職員が検収行為を行うとともに、会計事務職員が配置されていない部署については、教員の一部に検収行為を委任している。

2 検収行為の実施状況・進め方について

* どのように検収事務を実施しているかを簡潔に記入してください。

- ・ 備品及び20万円以上の消耗品については、会計課職員が納品検査を行い、20万円未満の消耗品については、〇〇規程に基づいて、研究者に納品検査を委任することにより検収行為を実施している。ただし、研究者が検収を行う物品についても、電算システムへの登録により、納品日の確認できない物品は、支払できない仕組みを徹底している。
- ・ 各学部の会計事務職員が検収行為を行うほか、研究者発注を認めている物品については、各学科の非常勤職員を検収担当者として発令し、検印、報告させることにより、納品検査を徹底している。

3 検収実施体制に関する今後の改善、充実方策について

* 検収実施体制の改善計画などについて簡潔に記入してください。

- ・ 〇〇キャンパスでの納品検査を一元的に行うために設置した「検収センター」を、△△、××キャンパスにおいても設置し、平成〇年〇月から、全学的に稼働させる方向で、現在検討中。
- ・ 本部事務局を中心に、本学における購入物品の納品検査に関する規程を策定中であり、来年度から、……することにより、発注した研究者以外の職員が納品検査を徹底する体制に移行する予定。
- ・ 既に会計事務職員が、全ての購入物品について納品検査を実施しており、現時点においては、特段の改善は検討していない。

〔作成上の注意〕

納品検査に係る次の点を踏まえ、全ての購入物品の納品検査を確実に行う事務体制が構築できているかどうかを検証し、報告すること。

1 物品費の支出（購入物品の納品検査）について

① 納品検査を一元的に行う検収センターの設置、検収担当事務職員の適切な配置などにより、全ての購入物品の納品検査を確実に実施できる事務体制を整備すること。

② 会計事務職員だけでは、全ての購入物品の納品検査を行えない場合は、適切な研究職員を検収担当事務職員として任命すること。

ただし、その場合、発注者自らが納品検査を行うことがない体制を確保すること

2 物品費の不適正な執行の疑いが生じた際、適切な納品検査を行っていなかったために、その正当性が証明できない場合は、研究機関が当該補助金を返還しなければならないこと。